

日割計算の取扱いに関する要綱

〔令和6年9月12日〕
〔管理者決裁〕

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市水道条例（以下「条例」という。）第16条各項に定める「特別な場合における料金の計算等」のうち第4項及び第5項に関し、その取扱いについて必要な事項を定める。

(定例日の取扱)

第2条 給水を開始した日の前日における定例日、給水を開始した日から起算して11日以内の定例日又は給水を開始した日から廃止した日までの使用日数が31日以内の定例日は、ないものとして取扱いすることができる。

(使用日数の特例)

第3条 使用日数を確定することが困難であるときは、使用水量、現地調査その他管理者が必要と認める方法により使用日数を認定することができる。

2 給水を開始した日に給水を廃止した場合は、使用日数を1日として算定する。

(定例日の翌日に給水廃止する場合の特例)

第4条 定例日の翌日に給水を廃止した場合における料金の算定方法については、条例第16条第4項に規定する料金の算定方法と同様の取扱いをするものとする。

(適用除外)

第5条 同一と認められる使用者が継続して使用している場合又は検針期間中に給水の開始及び廃止を繰り返す場合等、継続して使用していると管理者が認めるときは、この要綱は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。